

保護者の皆様へ

## 乳児おむつ等助成事業についてのご案内

町では、子育て支援施策の充実に向け、様々な取組・事業実施を行っています。その一環として、乳児のおむつ等を購入した費用を助成する事業を行っています。ご家庭でご希望の品を購入いただき、町に申請し購入費用の一部を助成することで、ご家庭の経済的負担の軽減や、お子様の健やかな成長の一助になれば幸いです。

- 対象者 中之条町に住所がある**満2歳に満たない乳児（※）を養育する保護者**
- 対象品目 ①上記（※）の対象乳児が使用するもので、  
②誕生日以降、2歳の誕生日前日までに購入した次の品目が支給対象となります。  
※令和5年4月1日時点で1歳を迎えている乳児については、  
令和5年4月1日以降に購入した対象品目が支給対象となります

【 紙おむつ・布おむつ・おむつカバー・おむつライナー・おしりふき 】

- 助成金額 **購入月額額の80%（月額上限 3,000円まで）**  
（月の1日～末日に購入した額の80%）  
・クーポン券、ポイント、その他で値引等があった場合は、その値引後の購入額とさせていただきます。
- 申請方法 対象品目を購入した**領収書、又はレシート等購入品目・購入価格がわかる書類**を持参の上、役場 **住民福祉課少子化・子育て対策係、又は六合支所の窓口**で申請してください。  
・数か月まとめた申請で結構です。また、申請書の提出は誕生日を過ぎても大丈夫ですが、できる限りお早めをお願いします。
- 助成金支給 **年4回支給（7・10・1・4月支給）**  
支給月の前月までに申請のあったものをまとめて支給します。

※ 申請の際は次のものを持参してください。

- ① **対象品目を購入した領収書、又はレシート等購入品目・購入価格がわかる書類**
- ② **振込先の口座の分かるもの（通帳又はカード等）**
- ③ **申請書**（役場窓口にあります。控えをお持ちの方はご持参下さい。）



問合せ  
住民福祉課 少子化・子育て対策係  
TEL 75-8825